

## 熊本県公有財産実態調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の2第1項及び熊本県公有財産取扱規則（昭和39年熊本県規則第17号）第10条の規定に基づき、財産管理分掌者の所管する公有財産について、実態調査をする場合の必要な事項を定めるものとする。

(実態調査の実施計画)

第2条 総務部長は、実態調査を効率的に行うため実施計画を定めるものとする。

(実態調査事項)

第3条 実態調査の対象は、公有財産の記録・維持・保存・運用等に関する事項とし、その執行状況について調査するものとする。

(実態調査の通知)

第4条 総務部長は、実態調査をしようとするときは、財産管理分掌者に対して、あらかじめ書面により調査期日を通知するものとする。

(実態調査の方法)

第5条 実態調査は、書類調査及び現地調査とし、実態調査を行う職員は、公有財産調査書（別記第1号様式）により行わなければならない。

2 書類調査は、公有財産台帳等・使用許可及び貸付けに関する書類・登記簿謄本・字図・配置図・境界確定書等について行うものとする。

3 現地調査は、境界標柱の確認、使用許可及び貸付け物件の確認等前項の関係書類に基づき現地について行うものとする。

(公有財産調査書の交付)

第6条 実態調査を行う職員は、調査を終了したときは、速やかに公有財産調査書2通を作成して、その1通を当該調査を行った機関の長に交付しなければならない。

(実態調査結果の通知)

第7条 総務部長は、各財産管理分掌者の所管する公有財産に係る実態調査がすべて終了した場合は、当該財産管理分掌者に対し公有財産調査通知書（別記第2号様式）により通知しなければならない。

この場合において、必要と認めるときは、当該通知書に公有財産調査書を添付するものとする。

(報告)

第8条 各財産管理分掌者は、総務部長から前条の通知を受けた場合は、1箇月以内にその処理状況を公有財産処理状況報告書（別記第2号様式）に記載のうえ総務部長へ報告しなければならない。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要事項は、別に定める。

別記第1号様式

公 有 財 産 調 査 書

機関名及び所属名

様

令和 年 月 日に実施した公有財産に関する調査結果は、次のとおりでした。

調査員 職 氏名  
職 氏名  
職 氏名

口 座 名  
主 管 課 名  
財産取扱者名

1 土 地

調査項目	調査留意事項	調査結果
公図との整合性	1 法14条地図又は公図（字図）、登記簿謄本、地積測量図が備えてあるか。 ・未登記の有無 ・里道、水路の有無 ・抵当権等の私権の設定の有無 2 公図と現況とが一致しているか。	
隣地との境界確定	1 境界を示す書類が備わっているか。 2 境界確定書の取交わしがなされているか。 3 境界杭が設置されているか。 4 不法占拠がないか。	
使用許可・貸付け・借受けの状況	1 次の項目について適切であるか。 ・期間 ・使用料（貸付料・借受料）の算定方法 ・減免の措置	

調査項目	調査留意事項	調査結果
公有財産台帳等との整合性	1 台帳と現況が一致しているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公有財産台帳</li> <li>・貸付台帳</li> <li>・借受台帳</li> <li>・使用許可台帳</li> </ul>	
その他の事項	1 樹木記録簿が備えられているか。	

## 2 建 物

調査項目	調査留意事項	調査結果
公図との整合性	1 登記簿謄本、建物図面が備えてあるか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・未登記の有無</li> <li>・抵当権等の私権の設定の有無</li> </ul> 2 公図と現況が一致しているか。	
使用許可・貸付け・借受けの状況	1 次の項目について適切であるか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・期間</li> <li>・使用料（貸付料・借受料）の算定方法</li> <li>・減免の措置</li> <li>・光熱水費等、管理経費の取扱い</li> </ul>	
公有財産台帳等との整合性	1 台帳と現況が一致しているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公有財産台帳（工作物を含む）</li> <li>・貸付台帳</li> <li>・借受台帳</li> <li>・使用許可台帳</li> </ul> 2 建物、工作物の配置がわかる図面を備えているか。	
その他の事項	1 工事記録簿が備えられているか。	

## 3 財産の運用等

調査項目	調査留意事項	調査結果
財産の有効利用	財産全体を有効利用しているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・財産自体の社会的意義が薄れていないか</li> <li>・一部に利用予定が無い未利用部分が無いか</li> <li>・一部に利用効率が低い部分が無いか</li> <li>・移転又は改築計画がある場合、適切な内容か</li> </ul>	

別記2号様式

公 有 財 産 ( 調 査 ・ 処 理 状 況 )  
通知書  
報告書

【機関名  
令和 年 月 日実施】

改 善 を 要 す る 事 項	処 理 状 況

【機関名  
令和 年 月 日実施】

改 善 を 要 す る 事 項	処 理 状 況

- 注) 1 総務部長が要領第7条の「通知」をする場合は、「調査」及び「通知書」を○  
で囲むこと。  
2 財産管理分掌者が要領第8条の「報告」をする場合は「調査」及び「通知書」を2  
本線にて消すこと。